

始良・伊佐地域 地域振興の取組方針 推進支援事業について



※ 内容は3/10時点のものであり、申請の際にはHPに掲載されている募集要項等を必ず確認してください。

始良・伊佐地域振興局 総務企画部
総務企画課 地域振興係

1 事業の背景

令和4年3月に改訂した県の「かごしま未来創造ビジョン」を補完し、同ビジョンに沿って始良・伊佐地域における特有の課題や施策の展開の基本方向等を示すものとして、**「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」(改訂版)**を令和5年3月に策定



この取組方針では、県ビジョンを踏まえ、

① **地域の基幹産業である農業、林業、観光の「稼ぐ力」の向上**

② **地域資源の磨き上げと県内外への情報発信**

③ **文化の振興等に関する施策 等**

を盛り込んでおり、官民一体となった取組が必要



2 事業目的

地域に根ざした自治会、NPO法人、観光団体等が実施する「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」に記載する取組の基本方向に沿った事業に対する支援を行うことにより、取組方針に記載された各種施策の推進を図る。

事業例

「観光の稼ぐ力の向上」

- 観光地や地域の特産品・食などのPRに関する取組
- マイクロツーリズムやサイクルツーリズムなどの推進、周遊型観光ルートの形成に関する取組
- 各種公共交通機関から観光地を結ぶ二次交通対策に関する取組
- 観光ガイドの育成やガイドを利用したツアーの造成に関する取組
- JR肥薩線を活用・利用した地域振興及び観光振興に関する取組 など

「個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進」

- 買物弱者をはじめとした地域における生活サービス機能の集約・確保の促進に関する取組
- 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大に関する取組
- 地域コミュニティー等の地域自治組織の在り方の見直し、再生に関する取組 など

「デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らし向上」

- デジタル技術を用いた二次交通対策に関する取組
- デジタル機器を持たない人々などに対するデジタル技術の普及に関する取組 など

「文化の薫り高いふるさと「始良・伊佐の形成」

- 「霧島国際音楽ホール」、「霧島アートの森」、「上野原縄文の森」を利用した文化イベント等の実施に関する取組
- 国内外との文化芸術交流の促進に関する取組
- 優れたアーティストを招いたワークショップの実施
- 伝統芸能の継承や地域の文化資源を活用した地域づくりの取組 など

「多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出」

- 早い段階から、学生やその保護者窓に対し、地域の魅力や地元企業を知ってもらうための取組
- 大学などと連携した地域に貢献する人材の育成に関する取組
- 若年者層等の管内企業収束促進に関する取組
- 高齢者、障害者、発達障害者の雇用環境改善に関する取組 など

「その他活動」

- SDGsに関する啓発や実行に関する取組、新製品開発に関する取組、青少年育成・男女共同参画啓発や防災・防犯啓発活動に関する取組、地域住民と連携したスポーツ振興に関する取組、景観に関する取組 など

3 事業主体

始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町）に主たる事務所又は活動の拠点を置く**集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体、観光団体、商工団体その他これらに類する団体**（これらの団体からなる実行委員会等を含む。以下「団体等」という。）で、次の要件に該当する団体とします。ただし、**生活支援枠については、事業主体に企業及び個人事業主を含める**ものとします。

また、**団体等と始良・伊佐地域外を含む企業や大学等の研究機関及び他の団体等を構成員とする共同事業体による申請も可能**としますが、この場合、**共同事業体の全ての構成団体が当該要件を満たしている必要**があります。



- (1) **始良・伊佐地域内に主たる事務所又は活動の拠点**を有する団体であること。ただし、企業や大学等の研究機関及び事業主体である団体以外の団体等にあつては、この限りでない。
- (2) **一定の規約を有し、かつ、代表者が明らか**であること。
- (3) **明確な会計経理を実施**していること又は**実施できると認められる**こと。
- (4) NPO法人にあつては、**特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書**等を所管庁に提出していること。
- (5) **次のいずれにも該当しない**こと。
 - ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - イ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

※ 共同事業体で申請する場合は、**構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体**（上記（1）に定める団体等とする。）を**選出**すること。

4 対象となる事業

対象事業は、以下に掲げる要件の**いずれにも該当**する事業とします。

- (1) 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載する**取組の基本方向に沿った事業であること。**
- (2) 始良・伊佐地域で実施する事業又は始良・伊佐地域以外で実施する場合は、**始良・伊佐地域のPRや地域内外の交流人口の増大や産業振興などに繋がる事業であること。**
- (3) 団体等が**新たに実施する事業又は既存の事業を発展的に向上・拡充する事業であること。**
- (4) イベントを開催する事業については、**幅広い地域（2以上の市町村。戦略枠においては3以上の市町村）からの参加等が期待できる事業であること。**
- (5) 団体等が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、**受益者が特定される事業でないこと。**
- (6) 一過性の取組でなく、**団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりを見込めるものであること。**
- (7) 補助金の**交付決定日以前に着手していない事業であること。**
- (8) 同一年度において、**県の他の補助等を受けていない事業であること。**

<補助の対象とならない事業例>

- ▶ 営利活動を目的とする事業（物販中心のイベント等）
- ▶ 収入額が支出額を上回る事業
- ▶ 物品の購入や施設の整備のみを対象とした事業（自治会用掲示板の設置、A E Dの購入等）
- ▶ 懇親や娯楽のみを目的とする事業（慰安旅行、カラオケ大会等）
- ▶ 宗教的・政治的宣伝意図のあるもの
- ▶ 参加の機会がスポーツサークル活動等、一部の参加者に限られる事業
- ▶ 効果が一時的で継続的な事業執行を必要とする事業（草刈りや樹木の伐採）
- ▶ 一括して業者に全てを委託する事業
- ▶ 周年記念のみを目的とする事業（自治会設立〇周年記念事業等）



※ 上記以外にも補助の趣旨に沿わないと判断される事業は、補助の対象外とする。

5 補助対象事業枠、補助率、補助金額

	補助対象事業枠	補助率	補助金額
戦略枠	地域課題に対して長期的戦略に基づき取り組む事業(※1)のうち始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認めるもの	10/10	上限1,000千円
生活支援枠	困っている方(※2)に対する支援に関する事業(※3)		上限 500千円
特別枠	①観光の「稼ぐ力」の向上に関する事業(※4) ②始良・伊佐地域の文化振興に関する事業(※5)	1 / 2	上限1,000千円

※1 補助金の交付決定を受けた場合でも、計画期間中の補助が保証されるわけではな
一般枠。た事業で、戦略枠・生活支援枠・特別枠以外の
もの
上限 300千円

※2 外出困難、交通機関の不足などにより、医療機関への受診や福祉・介護に関する
サービス、また、買物などについて、適切な支援等を受けられない方々をいう。

※3 取組方針の第4章8(1)「個性を生かした地域づくり」に沿った事業をいう。

※4 取組方針の第4章10「観光の「稼ぐ力」の向上」に沿った事業をいう。

※5 取組方針の第4章4(3)「文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成」に沿った事
業をいう。

※6 参加料の徴収等、事業実施に伴い収入の見込みがある場合の補助金額は、補助対象経費から当該収入を除いた額とする。ただし、生活支援枠において移動販売を行う場合には、補助対象経費から売上げ収入を差し引かない。

なお、補助率による補助金額の計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

※7 事業主体が消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の課税事業者（消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者ではない者）の場合は、消費税を含まない額を補助対象経費とする。

6 補助の対象となる経費

項目	内容
報償費	講師等謝金、出演料、指導料等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	印刷費、消耗品費、食糧費、材料費等
役務費	設営費、通信運搬費（ハガキ切手等）、手数料、制作費、宣伝費、保険料等
使用料 賃借料	会場使用料、運搬車両借上料、機材借上料等
委託料	設営委託、音響委託、警備委託、配信委託等
賃金	外部からのアルバイトに対する賃金等
その他	その他始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認める経費

〈補助の対象とならない経費〉

- ・ 申請団体に属する職員等に対する人件費
- ・ 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等）
- ・ 内部関係者の打合せの飲食費や、交流会・懇親会費用（外部講師や外部のボランティアの弁当代等の食糧費は対象）
- ・ 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）
- ・ 備品購入など個人（団体）の資産形成に資するもの
- ・ 用地の購入費や賃借、補償に係る経費
- ・ 施設の改修、維持補修費（ただし、他目的への転用や機能向上を伴うものについては対象となる場合もあります。）

※ その他、始良・伊佐地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費は対象となりません。

〈留意点〉

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定日（5月下旬以降）から令和9年3月12日（金）までの事業終了日の間に支出した経費とします。
- ・ 領収書、明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。
- ・ 他の事業と共通して支払を行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分してください。
- ・ 補助対象となるか疑義のある場合は、事前にお問合せください。



領収書の提出について

領収書は次の情報が明らかであるものを添付してください。

なお、レシートのみでは対象経費として認められませんので御留意ください。

①宛名：交付決定通知を受けた団体名

②但書：対象経費であることが分かる品名（「品代として」などは不

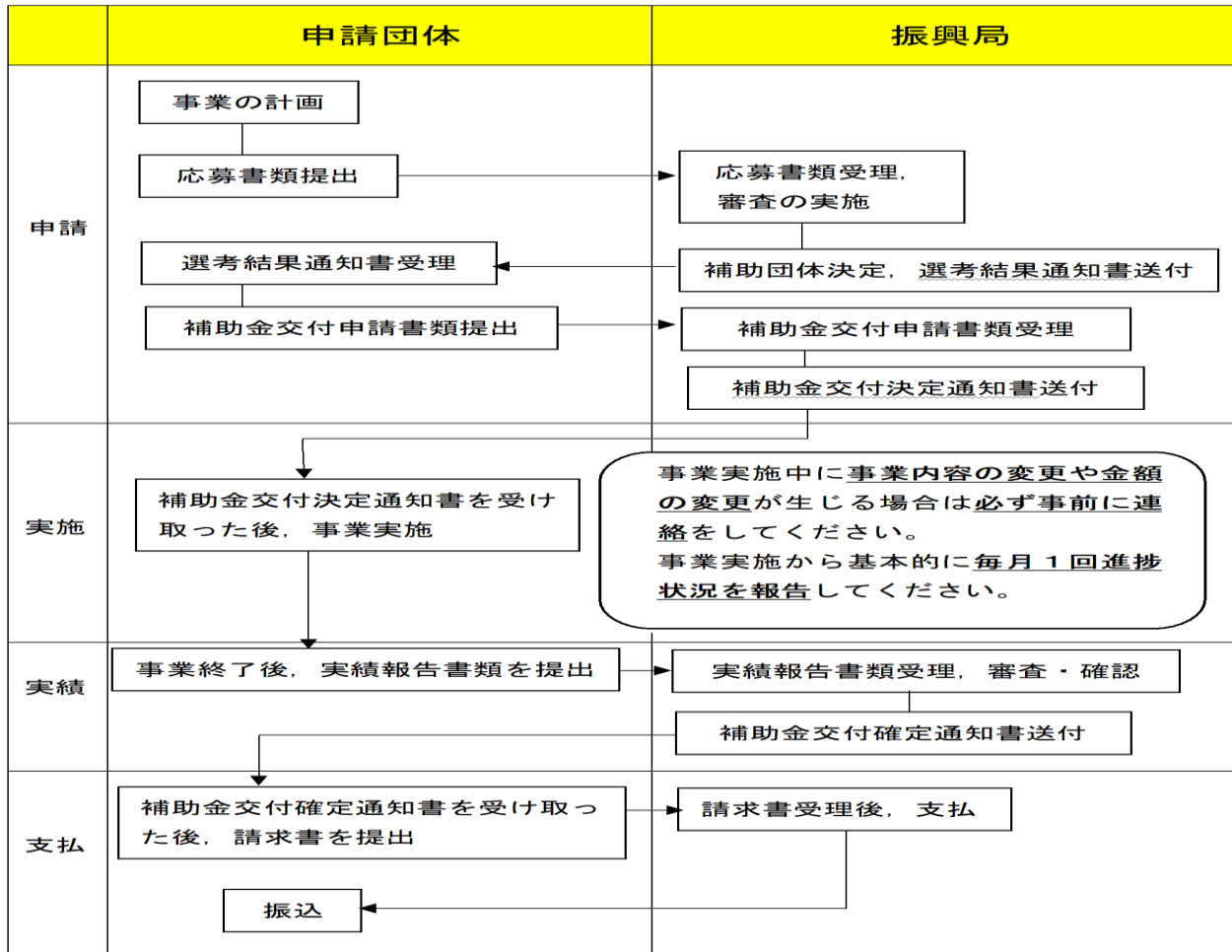
可

領収書例

領 収 証	
	③日付 令和〇年〇月〇日
①宛名 〇〇〇〇〇 様	
	④金額 金額 〇〇〇〇〇円
②但書 但し 〇〇〇〇代として (例：印刷代、コピー用紙代、会場使用料、除菌グッズ代等)	
鹿児島県△△市△△ 有限会社 □□会社	取扱者印 <input type="text"/>

かる日付

7 事業の流れ



8 事業の実施期間

補助金の交付決定日（5月下旬以降）から令和9年3月12日（金）までとします。

9 申請の期間と方法

(1) 募集期間

令和8年4月1日（水）～4月24日（金）（午後5時必着）

※ 4月24日（金）午後5時を過ぎた書類は受け付けません。

(2) 申請方法

次の申請書類を応募先まで、**郵便等もしくは電子メールでの送付又は直接、応募先にお持ちください。**

※ 電子メールで申請する場合は、送信後に電話で申請した旨の連絡をしてください。

※ ファックスでの申請は受け付けません。

◆申請先

始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12

電話 0995-63-8206

Eメール：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ：

https://www.pref.kagoshima.jp/an01/chiiki/aira_isa/torikumihousinsuisinsienzigyo.html

(3)申請書類

①から⑨までの様式は、始良・伊佐地域振興局のホームページに掲載していますので御利用ください。

⑨は課税事業者である場合のみ提出してください。

なお、提出していただいた書類は返却しません。

	単独団体での申請の場合	共同事業者での申請の場合	
		代表団体	代表団体を除く構成団体
① 補助金交付申請書 (要綱別記第1号様式)	○	○	—
② 事業計画書 (要領別記第1号様式)	○	○	—
③ 事業企画書(別紙1-1) ※ 戦略枠の場合は、別紙1-2	○	○	—
④ 収支予算書(別紙2-1)	○	○	—
⑤ 共同事業者構成届出書 (要領別記第2号様式)	—	○	—
⑥ 事業の実施体制 (要領別記第3号様式)	○	○	—
⑦ 団体概要 (要領別記第4号様式)	○	○	○ (全ての団体)
⑧ 団体の目的等についての確認書 (別紙)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)
⑨ 課税事業者届出書又は免税事業者届出書 (要領別記第5号様式)	○	○	○
⑩ その他必要な添付書類			
ア 団体の定款・規約又はこれに代わるものの写し	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
イ 団体の役員名簿	○	○	○ (全ての団体)
ウ 団体の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料 (既存資料があればそれで可)	○	○	○ (全ての団体)

10 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、申請書類をもとに書類審査（申請要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定します。

なお、必要に応じて聴き取り確認を実施します。

11 審査基準

(1)審査における基準は次のとおりとします。

ア 目的の的確性

- ・ 団体等が始良・伊佐地域の地域貢献、地域社会づくり、地域課題の解決などを目指して実施し、取組方針に記載された各種施策の推進に資することが期待できる事業であるか。
- ・ イベントの実施やPRに関する事業については、集客性や周知性が広く期待できる事業であるか。

イ 事業の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であるか。
- ・ 事業を実施する上で必要となる手続や関係者との調整が行われているか。（又は 行われる見込みであるか。）
- ・ 団体等が自主的に取り組み、地域の協力が得られ、かつ、公益的な事業であるか。
- ・ 事業を安全かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか。
- ・ 収支計画が事業内容に見合っており、補助金が有効に活用されるものとなっているか。

ウ 事業の妥当性

- ・ 団体等が構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でなく、事業対象者や受益者が地域住民にとって幅広い対象であるか。
- ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであるか。

エ 事業の発展性

- ・ 今年度から新しく取り組む事業であるか。または、前年度から自主的に実施している事業については、その中で新たな取組が明確になっており、更なる地域活性化が期待できる取組であるか。
- ・ 当該事業が一過性の取組ではなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、自立自興した取組を行う予定であるなど、その広がりが見込めるか。



(2)戦略枠の審査における基準は、(1)に加えて次のとおりとします。

ア 実施主体の適格性・実行力

- (ア) 組織体制・運営基盤
 - ・定款、規約等が整備され、その目的が取組方針と整合しているか。
 - ・会計処理、ガバナンス体制が適正か。
 - ・事業責任者、担当者の役割分担が明確か。
 - ・事業を確実に遂行可能と推定できるだけの十分な実績や成果があるか。
- (イ) 専門性・実行可能性
 - ・事業内容に関する専門性、ノウハウがあるか。
 - ・関係団体との連携体制があるか。
 - ・人員配置が適切か。
- (ウ) 財務健全性
 - ・財務状況が安定しているか。
 - ・自己資金や他財源の確保状況は適切か。

イ 対象地域の課題との適合性・波及性

- (ア) 対象地域の範囲
 - ・霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町のうち3つ以上の市町を対象としているか。
- (イ) 地域課題の的確性
 - ・客観的データに基づき課題を把握しているか。
 - ・各市町の総合計画等との整合性がとれているか。
- (ウ) 地域への波及効果
 - ・他地域のモデルとなりうる事業であるか。
 - ・周辺地域への展開可能性があるか。
 - ・地域住民や事業者の参加や協働が見込まれるか。

ウ ターゲット設定の妥当性

- (ア) ターゲット設定の明確性
 - ・誰のための事業かが具体的に示されているか。
 - ・人口層、属性、ニーズ分析があるか。
- (イ) ニーズとの整合性
 - ・地域や対象者の実情に即しているか。
 - ・潜在ニーズを掘り起こす工夫があるか。

エ スケジュールの妥当性

- ・具体的な実施スケジュールが示されているか。
- ・主要工程が段階的に整理されているか。
- ・成果確認時期が明確か。

オ 事業の成果・持続性

- (ア) 具体的成果目標
 - ・数値目標（KPI）が明確か。
 - ・成果測定方法が示されているか。
- (イ) 持続可能性
 - ・補助終了後も継続可能な仕組みがあるか。
 - ・自走化、収益化、人材育成の視点があるか。

12 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対して通知します。

13 会計処理等

(1) 会計区分

本事業の会計は、実施団体の経理と明確に区分すること。

(2) 会計帳簿等の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管すること。

14 事業の変更

補助金交付申請書類を提出後、**事業内容や事業金額に変更が生じる可能性がある場合は、軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。**

※補助金の変更申請が必要な場合

- (1) 補助事業に要する経費の区分で20%を超える増減
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）

15 実績報告等

対象となる事業が完了した日から起算して20日後又は令和9年3月19日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支精算書
- (4) 補助対象経費の支出を証する帳簿、領収書等の写し、支出内訳書
※ レシートのみ又は請求書のみは不可、領収書は①宛名②但書③日付④金額の全てが明記されているもの
- (5) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等
- (6) 事業成果調書

16 補助金の交付

補助金は、事業完了後、団体からの実績報告に基づいて審査し、対象経費と認められたものについて精算・交付いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象額が減少した場合は、補助金の一部を返還していただくことがあります。

17 スケジュール

項目	内容
募集期間	令和8年4月1日（水）～4月24日（金）午後5時必着
審査・選考	令和8年5月11日（月）～
交付決定	令和8年5月下旬 ※ 交付決定後に、事業に着手してください。

18 その他

事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物には、**原則として次の記載例を参考に当事業の補助金の助成を受けている旨を記載**してください。

記載例) : この事業は、地域振興推進事業（「始良・伊佐地域
地域振興の取組方針」推進支援事業）として鹿児島県
始良・伊佐地域振興局から助成を受けています。

※ 事業実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物に上記に示す記載がない場合は、原則として補助対象外経費とみなします。

※ 共催、後援又は協賛と記載するためには、別途申請が必要です。

19 問合せ先

始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12

電話 0995-63-8206

Eメール: airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ:

https://www.pref.kagoshima.jp/an01/chiiki/aira_isa/torikumihousinsuisinsienzigyo.html



始良・伊佐地域の目指す姿

誰もが安心して暮らし、活躍できる始良・伊佐

未来を拓く人づくり

地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮できる「始良・伊佐」

活力ある産業づくり

地域資源を生かした産業の振興が図られ、将来を担う及び新たな産業が創出される「始良・伊佐」

暮らしやすい社会づくり

生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる「始良・伊佐」

好循環